

選挙の管理執行における
新型コロナウイルス感染症対策



令和2年（2020年）8月策定
令和3年（2021年）8月改訂
令和3年（2021年）10月改訂
令和4年（2022年）12月改訂
令和5年（2023年）3月改訂
北海道選挙管理委員会事務局

目次

第1 期日前投票、不在者投票（指定施設は除く）及び当日投票	1
1 投票所の確保・設営	1
2 投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者	1
3 感染防止対策等	2
第2 指定施設における不在者投票	3
1 不在者投票所の設営	3
2 不在者投票管理者、立会人、事務従事者及び代理投票の補助者	3
3 感染防止対策等	4
第3 特例郵便等投票	5
1 選挙管理委員会における準備	5
2 投票用紙等の交付	5
3 感染防止対策等	6
第4 開票所	6
1 開票所の確保・設営	6
2 開票管理者、開票立会人、開票事務従事者及び参観人	6
3 感染防止対策等	7
第5 候補者に対する周知	7



第1 期日前投票、不在者投票（指定施設は除く）及び当日投票

1 投票所の確保・設営

- (1) 3密（密集、密接、密閉）を避けるため、次の要件を満たす施設が望ましい。
 - ア 換気が行える施設であること。
※扉や窓の開閉では換気が不十分な場合、換気が行える設備などを設けること（扇風機等の活用）。
 - イ 投票所内で人と人との距離を確保できること。
※困難な場合には、アクリル板やビニールシート等を設置し、飛沫感染を防ぐための必要な対策を講じること。
- (2) 狭隘なエレベーターを使用する施設は避けることが望ましい。
※困難な場合には、一部の人の使用を制限するなど、エレベーター内が過密にならない対策を講じること。
- (3) 投票所の入口前又は施設の目立つ場所などに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策用の啓発用デザインの掲示又活用を検討すること。
※新しい生活様式
北海道 HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>
厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- (4) ソーシャルディスタンスを保つための目印、導線を設置すること。
- (5) 手指の消毒を促すため、出入口に消毒用アルコール等を設置することが望ましい。
- (6) 手荒れやアレルギー症状等により手指の消毒が困難な有権者のため、ポリ手袋等を用意することが望ましい。
- (7) 投票記載台（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を記載する場所も含む）で人と人との距離を確保することが望ましい。
※困難な場合には、当該記載台の間にアクリル板やビニールシート等を設置し、飛沫感染を防ぐための必要な対策を講じること。
- (8) 使い捨て又は消毒済みの筆記用具を用意すること。
- (9) 使用済みポリ手袋や筆記用具を捨てるゴミ箱の設置が望ましい。
- (10) 発熱又は体調不良者等が記載する専用スペースの確保・検討が望ましい。
- (11) 投票所に用いる施設で感染者が発生した場合を想定し、代替施設の確保・検討が望ましい。
- (12) 混雑時の過密を防ぐため、整理券の交付や待合室の設置などの対策を検討すること。

2 投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者

- (1) 投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者（以下、投票管理者等）は、投票所を開く前に発熱や体調不良等の状況を確認し、発熱や体調不良等があった場合には投票事務等を行わないこと。また、定期的に発熱、体調不良等の状況を確認すること。
- (2) 投票事務従事者及び投票立会人は、必要最低限の人数に制限があることから、欠員が生

じた場合には、直ちに補充する必要があるため、補充員の確保及び連絡体制を整えておくこと。

(3) 投票管理者等は、事務従事前には必ず手洗い・消毒、うがいを実施すること。

※交替時や投票所から出入りする等の際は、その都度実施すること。

(4) 投票管理者等は、事務従事中ポリ手袋等を着用すること。

3 感染防止対策等

(1) 投票所

ア 期日前投票所の増設、開設期間の延長、投票時間の弾力的な運用及び移動期日前投票所の活用を検討すること。

イ 投票開始前、終了後及び定期的に施設内の消毒作業を行うこと。

※混雑状況等によっては、臨機応変に消毒作業の実施が必要であること。

(ア) 施設の出入り口のドアノブ・取っ手、床

(イ) 投票所出入り口、トイレ、控え室のドアノブ・取っ手

(ウ) 投票管理者等が使用する机、イス及び機材など

(エ) 投票記載台（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を記載する場所も含む）、有権者が使用するイス、点字器

(オ) 使い捨ての筆記用具を使用しない場合、投票所で使用する筆記用具は、使用の都度

(カ) 投票箱

(キ) 照明器具の電源スイッチ、車イス、手すり

(ク) その他、施設内において人が触れる又は立ち寄るおそれがある箇所

ウ 投票所内は、扉や窓を常時開放若しくは1時間に1回以上換気を行うこととし、扉や窓の解放等では換気が不十分である場合、扇風機を活用するなど必要な対策を講じること。

(2) 有権者へ周知等

ア 投票所内では入・退場時の手指の消毒及び咳エチケット、帰宅後の手洗いうがい等を呼びかけること。

イ 持参した筆記用具も使用可能であることを事前に周知し、有権者が筆記用具を持参する様に促すこと。

ウ 過去の選挙や前日の期日前投票等における投票所の混雑状況を公表し、混雑する時間帯などを避けた来場を周知することが望ましい。

エ 投票所内の3密（密集、密接、密閉）を避けるため、整理券の交付による入場制限等を実施する必要があることを事前に周知すること。

(3) 投票事務従事者

ア 投票所に来場した有権者に対して感染症拡大防止対策に努めること。

(ア) 入場時に手指の消毒及び呼びかけを行い、手荒れ等の理由で消毒が行えない場合は、ポリ手袋等を配付し、投票が終了するまで着用を呼びかけるなどの対策が望ましい。

(イ) 入場時に筆記用具持参の有無を確認し、持参していない場合は、使い捨て又は消毒済みの筆記用具を配付するなどの対策をとること。

イ 投票用紙の交付時等において有権者と近い距離で接する機会が多くなるため、直接手渡による交付をしないなどの対策をとることが望ましい。

※投票用紙交付機を使用する場合は、発券された投票用紙を有権者に直接取らせることも可能だが、2枚重ねて交付していないか必ず確認すること。

(4) 濃厚接触者の投票

ア 濃厚接触者の投票に関する取扱いについて、投票所入場券への記載等により周知すること。

イ 濃厚接触者から申告があった場合には、地域の実情に応じて次の方法により投票させることも考えられる。

- ・濃厚接触者に記載前的手指消毒を行わせ、可能であればポリ手袋等を着用させるとともに、マスクの着用を推奨する。
- ・濃厚接触者の次以降の受付順の選挙人を一定時間待機させる、濃厚接触者を別室で待機させ、他の選挙人が少なくなった際に投票させるなど、濃厚接触者とその他の選挙人の投票を時間的に分ける。

ウ 濃厚接触者が投票所等において投票することが可能であることについて、投票管理者、投票立会人、投票事務従事者及び選挙人に対して周知を徹底すること。

第2 指定施設における不在者投票

1 不在者投票を行う場所の設営

(1) 不在者投票記載場所で人と人との距離を確保することが望ましい。

※困難な場合には、当該記載場所の間にアクリル板やビニールシートを設置するなど飛沫感染を防ぐために必要な対策を講じること。

(2) 出入口に消毒用アルコール等を設置し、手指の消毒を促すことが望ましい。

(3) 手荒れやアレルギー症状等により手指の消毒が困難な有権者のため、ポリ手袋等を用意することが望ましい。

(4) 投票後に使用済みポリ手袋や筆記用具を捨てるゴミ箱を設置することが望ましい。

2 不在者投票管理者、立会人、事務従事者及び代理投票の補助者

(1) 不在者投票管理者、立会人、事務従事者及び代理投票の補助者（以下、不在者投票管理者等）は、事務従事前や定期的に発熱や体調不良等の状況を確認し、発熱や体調不良等があった場合には投票事務等を行わないこと。また、定期的に発熱、体調不良等の状況を確認すること。

(2) 不在者投票管理者等は、事務従事前や定期的に手洗い・消毒、うがいを実施すること。
※交替時や投票所から出入りする等の際は、その都度実施すること。

(3) 不在者投票管理者等は、事務従事中ポリ手袋等を着用すること。また、医療機関や高齢者施設などにおいては、マスクやフェイスガードを着用すること。

(4) 立会人、事務従事者及び代理投票の補助者は、必要最低限の人数に制限があることから、欠員が生じた場合には、直ちに補充する必要があるため、補充員の確保及び連絡体制を整えておくこと。

3 感染防止対策等

(1) 不在者投票を行う場所

ア 3密（密集、密接、密閉）を避けるため、次の対策を講じること。

(ア) 不在者投票を行う場所は、扉や窓を常時開放若しくは1時間に1回以上又は投票の都度換気を行うこととし、扉や窓の解放等では換気が不十分である場合、扇風機を活用するなど必要な対策を講じること。

(イ) 不在者投票を行う場所で人と人との距離を確保できること。

イ 不在者投票前後及び定期的に不在者投票所内の消毒作業を行うこと。

※混雑状況等によっては、臨機応変に消毒作業の実施が必要であること。

(ア) 事務従事者、投票管理者、投票立会人が使用する机、イス及び筆記用具や機材など

(イ) 不在者投票記載場所、有権者が使用するイス

(ウ) 使い捨ての筆記用具を使用しない場合、不在者投票を行う場所で使用する筆記用具は、使用の都度

(エ) 照明器具の電源スイッチ、手すり

(オ) その他、不在者投票所内において人が触れる又は立ち寄るおそれがある箇所

(2) 有権者へ周知等

ア 投票実施前に入・退場時の手指の消毒及び咳エチケット、手洗いうがい等と呼びかけること。

イ できる限り筆記用具を持参するよう周知すること。

ウ 3密（密集、密接、密閉）を避けるため、投票する時間などを設け計画的に不在者投票をさせることが望ましい。

(3) 事務従事者及び代理投票の補助者

ア 投票所へ入場時した有権者に対して感染症拡大防止対策に努めること。

(ア) 入場時に手指の消毒及び呼びかけを行い、手荒れ等の理由で消毒が行えない場合は、ポリ手袋等を配付し、投票が終了するまで着用を呼びかけるなどの対策が望ましい。

(イ) 入場時に筆記用具持参の有無を確認し、持参していない場合は、使い捨て又は消毒済みの筆記用具を配付するなどの対策をとること。

(4) 濃厚接触者の投票

ア 濃厚接触者から申告があった場合には、施設の実情に応じて次の方法により投票させることも考えられる。

・濃厚接触者に記載前の手指消毒を行わせ、可能であればポリ手袋等を着用させるとともに、マスクの着用を推奨する。

・濃厚接触者の次以降の受付順の選挙人を一定時間待機させる、濃厚接触者等を別室で待機させ、他の選挙人が少なくなった際に投票させるなど、濃厚接触者等とその他の選挙人の投票を時間的に分ける。

イ 濃厚接触者が投票所等において投票することが可能であることについて、不在者投票管理者、立会人、事務従事者、代理投票の補助者及び選挙人に対して周知を徹底すること。

第3 特例郵便等投票

1 選挙管理委員会における準備

(1) 料金受取人払の承認請求

- ア あらかじめ受取人払取扱郵便局に対して承認の請求を行い、その承認を受けること。
- イ 承認を受けた受取人払郵便物の表示をした封筒に、受取人払取扱局から指示された承認番号の表示を行い、ウェブサイト等にその様式を掲載すること。
- ウ 受取人払郵便物の表示をした返信用封筒及びファスナー付きの透明ケース等の必要物資を選挙の執行に間に合うように調達すること。

(2) 選挙人に対する周知

- ア 特定患者等選挙人に対して啓発素材を配布できるよう、保健所等と連携して取り組むよう努めること。
- イ 各種媒体を活用し、特定患者等選挙人のみならず、住民に広く特例郵便等投票制度について周知すること。
また、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則が設けられていることについても周知すること。

2 投票用紙等の交付

- (1) 請求書の様式をウェブサイト等に掲載し、特定患者等選挙人が自らダウンロード及び印刷ができるようにすること。
- (2) 特定患者等選挙人から電話等により求めがあった場合には、請求書、受取人払郵便物の表示をした封筒及びファスナー付きの透明のケース等を特定患者等選挙人に対して郵送等により交付すること。
- (3) 道の新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室や各市立保健所（以下、「保健所等」という。）に特定患者等の情報提供を求める場合には、「特例郵便等投票に係る特定患者等であること等の確認方法の変更について」（令和4年11月9日付け道選第583号通知）の取扱いによること。
- (4) 自宅療養者に対して投票用紙等を送付する場合、レターパック、書留（速達扱い）等によること。
また、この場合、非対面配達であることの表示をすること。
- (5) 宿泊療養者に対して投票用紙等を郵送する場合、宛名欄には「気付」表示をすること
- (6) 特定患者等選挙人であることの確認ができない者※は特例郵便等投票を行うことができないため、当該者から投票用紙等の交付請求があった際には、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に必要最小限の外出として投票所等で投票できることを説明すること。

（※ 発生届の対象外であるなど、保健所等で患者情報を把握できない患者）

3 感染防止対策等

市区町村の選挙管理委員会、投票所及び開票所においては、特定患者等選挙人の請求書等又は投票用紙等を取り扱うこととなることから、次に掲げる感染防止措置を講じること。

- (1) 作業前の手指消毒を行うこと。さらにマスク及びポリ手袋等の着用が望ましく、この場合は、作業後、直ちに廃棄すること。
- (2) 定期的な換気の励行（窓の開放による場合、換気回数を毎時2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。また、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放すること。窓が1つしかない場合は、ドアを開けること。）

第4 開票所

1 開票所の確保・設営

- (1) 3密（密集、密接、密閉）を避けるため、次の要件を満たす施設が望ましい。
 - ア 換気が行える施設であること。
※窓の開閉では換気が不十分な場合は、換気が行える設備などを設けること（扇風機の活用など）。
 - イ 開票所内で人と人との距離を確保できること。
※困難な場合には、アクリル板やビニールシートの設置、対面にならない様な工夫をするなど飛沫感染を防ぐために必要な対策を講じること。
- (2) ソーシャルディスタンスを保つための目印、導線の設置すること。
- (3) 手指の消毒を促すため、出入口や各作業台などに消毒用アルコール等を設置することが望ましい。
- (4) ゴム手袋を設置すること。
- (5) 使用済み手袋を捨てるため、ゴミ箱を設置すること。
- (6) 開票立会人及び参観人の中から体調不良者等が発生した場合の専用スペースを設けるなど検討することが望ましい。
- (7) 開票所に用いる施設で感染者が発生した場合における代替施設の確保・検討すること。
- (8) 開票所の入口など新型コロナウイルス感染症防止対策の啓発用デザインの掲示を検討すること。

※新しい生活様式

北海道 HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

2 開票管理者、開票立会人、開票事務従事者及び参観人

- (1) 開票管理者及び開票事務従事者は、開票が始まる前及び開票中に発熱や体調不良等の状況を適宜確認し、発熱等があった場合には開票事務を行わない等対応すること。
- (2) 開票管理者、開票立会人、開票事務従事者及び参観人（以下、開票管理者等）は、開票

の事務が始まる前に手洗い・消毒、うがいを実施すること。

※交替時や投票所から出入りする等の際は、その都度実施すること。

- (3) 開票管理者等は、開票の事務従事中手袋等を着用すること。

※手袋等着用が困難な場合には、投票に使用した機材や投票用紙等に触れた都度、若しくはこまめに消毒を行うこと。

- (4) 開票立会人及び参観人に対しては、感染症拡大防止対策を講じた開票作業を行うことを事前に説明するとともに、開票管理者及び開票事務従事者においては、感染症対策に万全を期すため、対策の周知、徹底に努めること。

- (5) 開票立会人は、必要最低限の人数に制限があることから、欠員が生じた場合には、直ちに補充する必要があるため、補充員の確保及び連絡体制を整えておくこと。

3 感染防止対策等

- (1) 開票所

ア 開票事務開始前、終了後及び定期的に施設内の消毒作業を行うこと。

※状況等によっては、臨機応変に消毒作業の実施が必要であること。

- (ア) 開票所出入り口、トイレ、控え室のドアノブ・取っ手
(イ) 開票管理者等が使用する作業台や机、イス及び機材など
(ウ) 照明器具の電源スイッチ、車イス、手すり
(エ) その他、施設内において人が触れる又は立ち寄るおそれがある箇所
イ 開票所内は、扉や窓を常時開放若しくは1時間に1回以上換気を行うこととし、扉や窓の解放等では換気が不十分である場合、扇風機を活用するなど必要な対策を講じること。

- (2) 参観人

ア 3密（密集、密接、密閉）にならないように入場できる人数を定め、告示すること。

イ 感染症拡大防止の観点からも開票所の秩序保持に努めるよう事前に説明を行うこと。

第5 候補者に対する周知

- 1 感染症拡大防止対策を講じた選挙運動に取り組まれるように、立候補予定者説明会などの機会を通じて次の事項を周知することが望ましい。

- (1) 選挙運動時には、3密の回避、手袋の着用など、基本的な対策を徹底
(2) 選挙事務所内では、3密の回避、こまめな換気、消毒液の設置、検温の実施、黙食
(3) 演説会場では、人と人との距離の確保、マイクの消毒、こまめな換気
(4) 街頭演説では、演説者と聴衆者の距離の確保、聴衆者同士の距離の確保、マイクの消毒
(5) 選挙運動用自動車内のこまめな換気



選挙の管理執行における
新型コロナウイルス感染症対策

令和2年（2020年）8月策定
令和3年（2021年）8月改訂
令和3年（2021年）10月改訂
令和4年（2022年）12月改訂
令和5年（2023年）3月改訂

北海道選挙管理委員会事務局
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目